令和８年度　相模原市立

田名中学校いじめ防止基本方針

相模原市立田名中学校

令和８年　４月

相模原市立田名中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒の姿】

〇自分や他の生徒の良さや個性を認め合い、高め合う生徒（共感力）
〇自分や他の生徒の思いや願いを理解し、互いに助け合い・協力する生徒（調整力）
〇学校生活の中から課題を発見し、解決のための努力をする生徒（解決力）
〇体験・奉仕・支援・ボランティア活動に興味・関心を示し、関わろうとする生徒（実践）

【家庭・地域との連携】

各家庭（保護者）
ＰＴＡ
保護司
地区青少年相談員
校区小学校
※学校ホームページ
※学校アンケート
※学校・学年だより
※地域行事への参加
※中学校区連携事業

【校内組織】（週１回）

【いじめ防止対策委員会】
委 員 長：校　長

副委員長：副校長

委　　員：生徒指導主任
　　各学年生徒指導
　　養護教諭
支援教育コーディネーター
青少年教育カウンセラー

【関係機関との連携】

教育委員会
青少年相談センター
青少年教育カウンセラー
※スクールカウンセラー
児童相談所
こども家庭相談課
相模原警察署（少年課）
県警少年相談保護センター
※ケース会議の開催など

【いじめの未然防止】

（１）生徒が主体的に参加・活躍出来るような授業づくりや集団づくりを行う。（学校祭や公開授業など）
（２）学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。（自治活動など）
（３）学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や奉仕活動、体験活動などの推進を行う。
（４）いじめ（インターネット等含む）について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図ると共に、保護者に対しても周知徹底を図る。（学校・学年・学級便り・学校ＨＰなど）
（５）学校、ＰＴＡ、地域の関係団体と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設ける

【いじめの早期発見】

（１）日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。（休み時間の見回りなど）
（２）定期的なアンケート調査や教育相談・三者面談等の実施により、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
（３）在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことが出来る体制を整備する。（ＳＣや関係諸機関と密なる連携を図る・教職員研修の実施など）

【いじめへの対処】

〇被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等・保護者を指導する。
〇教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで迅速かつ丁寧に対応する。

１　いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの【生徒】にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

２　いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称：いじめ防止対策委員会

○ 構成員：校長、副校長、生徒指導主任、各学年生徒指導、養護教諭、
支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー

○ 委員会の取り組み内容

① いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案などのため定期的に打ち合わせを行う。

② いじめはいけないという意識を様々な教育活動の中で実践していくよう全職員に徹底・教育するための研修及び働きかけを行う。

③ いじめ事案発生時は、緊急会議を開き事案の内容の確認と今後の指導を共通理解のもと、即時実践する。

３　いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（１）生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

① 授業改善…ひとり一人を大切にした分かりやすい授業づくり

② 居場所づくり…話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング

（２）学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感・達成感を高められる機会を充実させる。

① 生徒会活動　…生徒会・自治活動の活発化と自主的な運営、学校祭等での異学年交流

② 中学校区連携…絆プロジェクト
中学校区あいさつ運動、宿題お助け隊、補習授業、
学校紹介、部活動見学、出前授業、活動的交流、
各ボランティア活動への積極的参加。
小中高連携教育事業、エリアスタンダード策定。

（３）学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

① 人権教育の充実…「自分や他人の存在の大切さ認めること」の徹底
② 道徳教育の徹底…道徳時間の確保。全ての教育活動の中で実践する。
※生徒の実態に合わせて「平和教育・人権教育・福祉教育」を実施
④ 総合時間の充実…職場体験（２年生実施）
⑤ 小中学校交流行事の充実…あいさつ運動、学校紹介、行事への参加

（４）いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。

① 校内研修の充実…いじめ問題、人権、道徳、情報モラル研修の実施
② 全校集会、学年集会における学校長をはじめ担当教員からの講話
③ 保護者会、学級懇談会においての啓発

（５）学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

① 中学校区あいさつ運動、小学校のバザー等への協力、地区文化祭。
② 青少年相談員、地域懇談会、保護司会との懇談会や日常の交流。
③ 学校警察連携生徒の有効活用⇒相模原警察署生活安全第一課
県警少年相談保護センター
④ 関係諸機関との連携⇒市教育委員会、青少年相談Ｃ、児童相談所など

４　いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないように観察・相談に重点を置く。

（１）日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

① 休み時間や放課後の触れあいや活動の中での会話などから。
② フォーサイト(スケジュール帳)教育相談、家庭訪問、電話連絡など。

（２）定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

① アンケートの実施…各学期に１回
② 教育相談…Ⅰ．４月　９日～　５月２９日（期日に変更あり）
Ⅱ．９月　１日～１０月１６日
Ⅲ．１月１２日～　２月１０日

（３）在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

① 相談窓口の周知…青少年教育カウンセラー　毎週火・金曜日
直通電話番号　（０４２）７６２－０５７３
② いじめ相談ダイヤル…（０４２）７０７－７０５３
③ ヤングテレホン…（０４２）７５５－２５５２
④ 保健室だより、相談室だよりの発行
⑤ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回

５　いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

（１）被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

① 田名中学校いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。

② すみやかに事実確認を行い、関係生徒及び保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

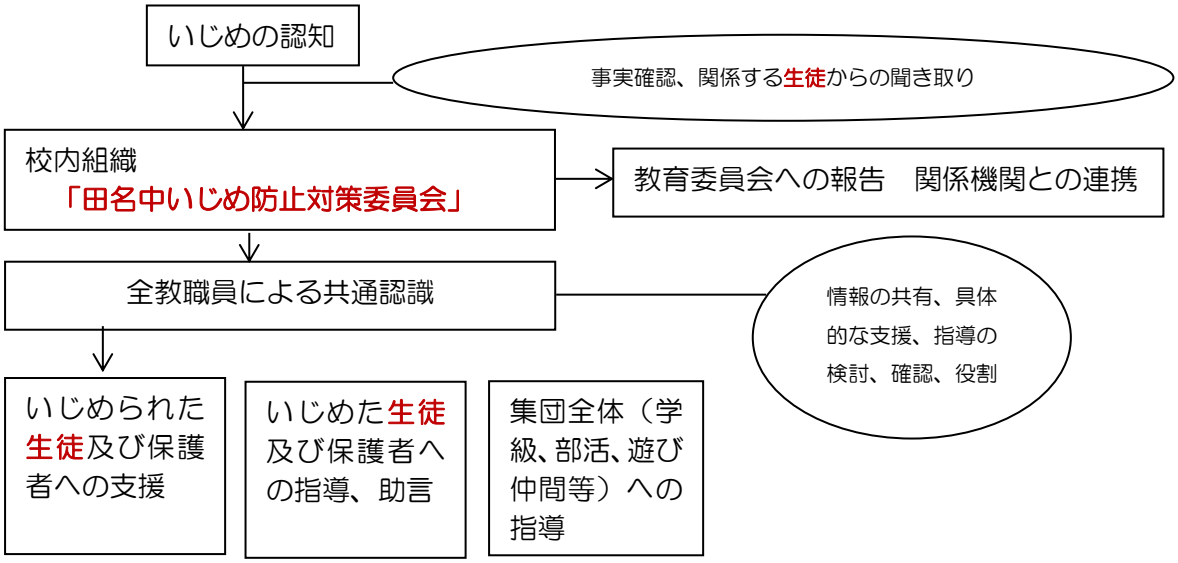
（２）教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

① 教育委員会、青少年相談センター、青少年教育カウンセラー、ＳＳＷ

② 各警察署、県警少年相談・保護センター

③ 青少年相談員　　④児童相談所、各区こども家庭相談課

（対応経路）



・生徒及び、保護者からの相談や訴えには真摯に傾聴する。一人で抱え込まず、校内組織「田名中学校いじめ防止対策委員会」で情報を共有するなどして、報告・連絡・相談の徹底を図る。

・いじめの対処には特定の教職員だけでは解決することができない。全教職員で共通認識を持ち、関係機関との連携をとりながら対応していくことが、解決していくための最善策である。

６　重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

（１）重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

（２）教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。

（３）当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

７　その他

① 田名中学校では、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。そのためにも、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を積極的に構築する。

② 田名中学校では、子どもたちには「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、お互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力、ストレスに適切に対処できる力等を育む教育を積極的に実践する。

③ 田名中学校では、すべての子どもが安心でき、自己有用感を感じられる学校生活づくりに積極的に関わっていく。

④ 田名中学校では、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、“ちょっとおかしい”という教職員の感覚を大事にして、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

⑤ 田名中学校では、さまざまな手立てによって、子どもたちを多方面、多角的な視点からみて、子どもたちの実態把握に努め、児童・生徒理解を進めていくことが重要である。

⑥ この要項は、平成２８年４月１日から施行する。